

令和2年9月28日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給約款の変更の認可に関する意見 聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東京瓦斯株式会社の託送供給約款の変更認可の申請について審査を行い、本日、当該認可を行うことに異存がない旨を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

令和2年9月18日付けで、東京瓦斯株式会社より託送供給約款の変更認可の申請(ガス事業法第48条第2項)があり、9月24日付けで経済産業大臣から当委員会宛てに意見の求めがありました(同法第177条第1項第7号)。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、変更認可申請内容について、審査を行った結果、ガス事業法第48条第4項第1号から第6号に照らし、適合していると認められたため、本日、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

託送供給約款の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:高橋、松元
電話:03-3501-1585(直通)